

宍粟市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第38号

宍粟市会計規則の一部を改正する規則

宍粟市会計規則（平成17年宍粟市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(徴収等の事務の委託)</p> <p>第23条 市長は、<u>政令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、委託した事務、委託を受けた者、徴収又は収納の手續その他必要な事項を市広報、新聞、広告等によって公表するとともに、当該事務に係る歳入管理者及び所管の会計管理者又は出納員に通知するものとする。</u></p> <p>2 前項の委託を受けた者は、契約の定めるところにより<u>歳入</u>を徴収し、若しくは収納し、又はこれら徴収し、若しくは収納した歳入を納付書により公金機関に払い込まなければならない。<u>ただし、収納した地方税の払込みについては、契約の定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p>3 前項の場合において、徴収し、又は収納した歳入の払込みをしたときは、直ちに受託歳入払込内訳書（当該内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を<u>所管の会計管理者又は出納員</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(徴収等の事務の委託)</p> <p>第23条 市長は、<u>法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、当該事務に係る歳入管理者及び会計管理者又は所管の出納員に通知するものとする。</u></p> <p>2 前項の委託を受けた者は、契約の定めるところにより<u>公金</u>を徴収し、若しくは収納し、又はこれら徴収し、若しくは収納した歳入を納付書により公金機関に払い込まなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、徴収し、又は収納した歳入の払込みをしたときは、直ちに受託歳入払込内訳書（当該内訳書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を<u>会計管理者又は所管の出納員</u>に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>[4 略] [追加]</p> <p><u>(地方税等の収納の事務の委託の基準)</u></p> <p><u>第23条の2 政令第158条の2 第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 公金の収納の事務に関し、十分な実績を有していること。</u></p> <p><u>(2) 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる資金を保有していること。</u></p> <p><u>(3) 収納に係る事項を帳簿（電子計算機を使用して作成するものを含む。）によって正確に記録し、遅滞なく払い込むことができること。</u></p> <p><u>(4) 個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じていること。</u></p> <p>[追加] [追加] [追加] [追加] [追加] [追加] [追加] [追加]</p> <p>(支出命令)</p> <p>第29条 支出命令者は、支出をしようとするときは、債権者その他支払を受け</p>	<p>[4 略]</p> <p><u>5 前4項の規定は、法第243条の2 第5項の規定により委託する場合及び同条第6項の規定により再委託する場合に準用する。</u></p> <p><u>(公金の収納の委託)</u></p> <p><u>第23条の2 法第243条の2の5に規定する収納に関する事務を委託することができる歳入は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 政令第173条の2 第1項各号に規定する歳入</u></p> <p><u>(2) 地方税（当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）</u></p> <p><u>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく保険料</u></p> <p><u>(4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく保険料</u></p> <p><u>(5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく保育料</u></p> <p><u>(6) 分担金</u></p> <p><u>(7) 負担金</u></p> <p><u>(8) 不動産売払代金</u></p> <p><u>(9) 過料</u></p> <p><u>(10) 損害賠償金（第12号に掲げる遅延損害金を除く。）</u></p> <p><u>(11) 不当利得による返還金</u></p> <p><u>(12) 第6号、第7号及び第9号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第7号、第8号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金</u></p> <p>(支出命令)</p> <p>第29条 支出命令者は、支出をしようとするときは、債権者その他支払を受け</p>

改正前	改正後
<p>るべき者（以下「受取権者」という。）から提出のあった請求書に基づき支出決定書又は支出負担行為兼支出決定書により決定し、これにより<u>所管の会計管理者又は出納員</u>に支出命令をするものとする。ただし、次に掲げる支出については、請求書に基づかないで決定することができる。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) <u>政令第165条の3第1項</u>の規定により<u>私人に支出事務</u>を委託する場合において交付する資金に係る経費</p> <p>〔(4)～(7) 略〕</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 支出命令者は、第1項の支出命令をするときには、併せて支出負担行為に必要な主な書類を<u>所管の会計管理者又は出納員</u>に提示しなければならない。 (概算払)</p> <p>第32条 支出命令者は、政令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</u>の規定による子どものための教育・保育給付等に要する経費</p> <p>〔(4)・(5) 略〕</p> <p>(支出事務の委託)</p> <p>第40条 市長は、<u>政令第165条の3第1項</u>の規定により<u>支出事務</u>を私人に委託したときは、委託した事務、委託を受けた者、支払の手續その他必要な事項を当該事務に係る支出命令者及び<u>所管の会計管理者又は出納員</u>に通知するものとする。</p> <p>2 前項の委託を受けた者は、当該委託期間が終了したとき、又は委託に係る<u>支出事務</u>を完了したときは、速やかに精算調書に受託支払金計算書を添え</p>	<p>るべき者（以下「受取権者」という。）から提出のあった請求書に基づき支出決定書又は支出負担行為兼支出決定書により決定し、これにより<u>会計管理者又は所管の出納員</u>に支出命令をするものとする。ただし、次に掲げる支出については、請求書に基づかないで決定することができる。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) <u>法第243条の2第1項</u>の規定により<u>支出に関する事務</u>を委託する場合において交付する資金に係る経費</p> <p>〔(4)～(7) 略〕</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 支出命令者は、第1項の支出命令をするときには、併せて支出負担行為に必要な主な書類を<u>会計管理者又は所管の出納員</u>に提示しなければならない。 (概算払)</p> <p>第32条 支出命令者は、政令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援法</u>の規定による子どものための教育・保育給付等に要する経費</p> <p>〔(4)・(5) 略〕</p> <p>(支出事務の委託)</p> <p>第40条 市長は、<u>法第243条の2第1項</u>の規定により<u>支出に関する事務</u>を委託したときは、委託した事務、委託を受けた者、支払の手續その他必要な事項を当該事務に係る支出命令者及び<u>会計管理者又は所管の出納員</u>に通知するものとする。</p> <p>2 前項の委託を受けた者は、当該委託期間が終了したとき、又は委託に係る<u>支出に関する事務</u>を完了したときは、速やかに精算調書に受託支払金計算書</p>

改正前	改正後
<p>て、これを支出命令者に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、歳入の徴収の事務と併せて行う当該歳入に係る過誤納金の還付の事務については、当該事務の委託を受けた者は、当該委託期間が終了したときは、当該事務について受託支払金計算書を作成し、これを支出命令者及び所管の会計管理者又は出納員に提出しなければならない。ただし、当該委託期間が1か月以上にわたる場合においては、毎月、翌月5日までに提出しなければならない。</p> <p>(補助職員の指定)</p> <p>第128条 法第243条の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(現金の亡失等報告書)</p> <p>第129条 [略]</p> <p>2 所属長は、法第243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員又は前条に定める職員が市に損害を与えたと認めるときは、直ちにその状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>[3 略]</p> <p>(認定通知)</p> <p>第130条 市長は、法第243条の2第1項及び第128条に規定する職員が法第243条の2第1項に規定する行為によって市に損害を与えたものでないと認めるときは、その旨の認定書を所属長を経て当該職員に交付するとともに、会計管理者及び所管の部局長にその旨通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に準用する。</p> <p>(1) 市長が、法第243条の2第1項及び第128条に規定する職員が法第243条の2第1項に規定する行為によって市に損害を与えたと認めるとき。</p>	<p>を添えて、これを支出命令者に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、歳入の徴収の事務と併せて行う当該歳入に係る過誤納金の還付の事務については、当該事務の委託を受けた者は、当該委託期間が終了したときは、当該事務について受託支払金計算書を作成し、これを支出命令者及び会計管理者又は所管の出納員に提出しなければならない。ただし、当該委託期間が1か月以上にわたる場合においては、毎月、翌月5日までに提出しなければならない。</p> <p>(補助職員の指定)</p> <p>第128条 法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定する職員は、別表第7のとおりとする。</p> <p>(現金の亡失等報告書)</p> <p>第129条 [略]</p> <p>2 所属長は、法第243条の2の8第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員又は前条に定める職員が市に損害を与えたと認めるときは、直ちにその状況を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>[3 略]</p> <p>(認定通知)</p> <p>第130条 市長は、法第243条の2の8第1項及び第128条に規定する職員が法第243条の2の8第1項に規定する行為によって市に損害を与えたものでないと認めるときは、その旨の認定書を所属長を経て当該職員に交付するとともに、会計管理者及び所管の部局長にその旨通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に準用する。</p> <p>(1) 市長が、法第243条の2の8第1項及び第128条に規定する職員が法第243条の2の8第1項に規定する行為によって市に損害を与えたと認めるとき。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 市長が、<u>法第243条の2第1項</u>及び第128条に規定する職員に対して賠償を命じたとき。</p> <p>(指定金融機関等の検査)</p> <p>第142条 第133条から第140条までの規定は、公金機関における公金の収納又は支払の事務、これらに関する経理事務及び公金の預金について検査をする場合並びに<u>歳入</u>の徴収若しくは<u>収納の事務</u>又は<u>支出事務</u>の委託を受けた者について当該委託に係る事務の検査をする場合に準用する。</p>	<p>(2) 市長が、<u>法第243条の2の8第1項</u>及び第128条に規定する職員に対して賠償を命じたとき。</p> <p>(指定金融機関等の検査)</p> <p>第142条 第133条から第140条までの規定は、公金機関における公金の収納又は支払の事務、これらに関する経理事務及び公金の預金について検査をする場合並びに<u>公金</u>の徴収若しくは<u>収納に関する事務</u>又は<u>支出に関する事務</u>の委託を受けた者について当該委託に係る事務の検査をする場合に準用する。</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。